

## 本港区エリア景観形成ガイドライン(素案)作成に向けた委員追加意見概要

※第2回調整会議後に、以下の追加意見が各委員よりあった。

### (高取委員)

- ・ 「本港区エリアの個性・まちづくりの考え方・理念」に関する記述を記載し、その中で景観デザインの考え方を紐づけていくことが重要ではないか。
- ・ 歴史性を活用した水際線の回遊動線、まちからの賑わいの連鎖（街路の特性を強化）する縦方向の回遊動線と、それぞれの景観の目指すところも明確化してもよいのではないか。
- ・ 桜島への視点場からの可視範囲等はどこまで含むかなどの視点も検討してみてもどうか。

### (小山委員)

- ・ 回遊動線と佇める場所を設定したうえで、桜島等への視点場を設定していく整理がよい。
- ・ マイアミ通りからドルフィンポート跡地にかけての通りについては、海側も市街地側も見えるような場所であり、最も重要で醍醐味がある。図示するイメージとしては、動線の途中に佇める場所を明示するような表現がよい。視点場は見え方だけでなく、居心地の良さという観点も重要。
- ・ 低層階を工夫した施設の事例には、鹿児島大学の芝生広場周辺の建築物などがあるので、参考にしてみるとよい。

### (川島委員)

- ・ 調整会議でも意見のあった佇める場所についての名称は、「佇みの場」がよい。
- ・ 海側から入港する船からの景観に関する視点場を図示する必要はないが、景観として重要であるので、ガイドラインに文章で記載するとよい。
- ・ 北ふ頭の旅客ターミナルから白灯台までを繋ぐような回遊動線が必要。
- ・ ガイドラインの策定後の配慮については、重要であり、活用する事業者へしっかり伝わるような記載とすることは大事である。

### (中島委員)

- ・ 「ガイドラインの位置づけの図」内に、市景観計画については、「景観形成基準」、「届出対象行為」、「屋外広告物条例」の表現が適切かどうか分からないため、どれも「遵守する」という言葉だけでよいのではないか。
- ・ 鹿児島市景観計画の景観形成基準は、高さだけでなく、色彩や緑化などの項目がある。景観計画への配慮について記載するのであれば、高さの配慮だけを記載するのではなく、景観形成基準を遵守するような表記が必要ではないか。
- ・ 視点場などは、定義や設定理由、今後の対応等について整理する必要があるのではないか。
- ・ 鹿児島港本港区エリアまちづくり事業者公募（ドルフィンポート敷地・ウォーターフロントパーク地区）の公募要項（案）やスポーツ・コンベンションセンター基本構想等におい

て、マイアミ通りからの桜島眺望に留意するなどの記述がある。また、調整会議においても意見等があったが、これらの経緯等を踏まえ、マイアミ通りにおいても視点場を設定したほうがよい。

#### (山中委員)

- ・ 「4 配慮の方針」について、記載内容が不足していると感じる。別頁に配慮する事項を記載しているが、なぜそれらに配慮するのかが分かるように、配慮の方針をきちんと整理したほうがよい。
- ・ 「視点場」については、鹿児島市景観条例で定義づけしていることから、誤解を生じないように、別な名称に検討した方がよい。
- ・ 「(2)見通し確保に関する事項」について、「開放的な構造を取り入れるなど、外部空間と内部空間の連続性・・・」とあるが、イメージできないので、写真等を入れた方がよいのではないか。
- ・ 「(3)オープンスペース、回遊性の確保に関する事項」について、「比較的狭あいでは、写真等で具体例を示した方がよいのではないか。
- ・ 「(7)色彩に関する事項」について、「原色を効果的に使用する」とは、どのようなものを想定しているのかイメージ写真等が必要ではないか。
- ・ 「(12)道路及び緑地・緑化に関する事項」について、③の交通標識は、道路交通法の規定に基づくものは景観に配慮できないため、「法令に基づくものは除く」などの例外規定を設ける必要があるのではないか。

#### (富宿委員)

- ・ 「(14)その他」について、「各所に水路や噴水を設ける」という記載は、不要ではないか。

#### (岩元委員)

- ・ 「(7)色彩に関する事項」について、南国らしさの演出を求めないのであれば、アクセントの原色使用は必ずしも必要ないと思われるため、「～統一性に配慮する。」という記載にとどめてはどうか。